

会議結果報告書
(会議内容全文)

会議の名称	平成 29 年度第 1 回札幌市子ども・子育て会議 認可・確認部会
日時・場所	平成 29 年 4 月 27 日 (木) 15:00~17:00 札幌市子ども未来局大会議室
出席委員 7名/7名中	品川ひろみ、菊地秀一、齋藤寛子、前田元照、松本直子、三井有希子、山田暁子 (敬称略)
傍聴者数	3名

議事	概要
札幌市子ども・子育て支援事業計画の見直しについて	<p>【会議内容】</p> <p>資料 1 にある「主な論点」4 つのうち「(1) 大幅な保育ニーズの増大への対応」「(2) 地域型保育事業の取扱い」について議論する。「(3) 目標年次の在り方」については、本年 6 月に国が示す待機児童解消の新計画や基本指針の見直しに影響を受けることから次回以降の会議で議論する。「(4) 保育士の確保」については、2 月の本会議において各委員から具体的意見があり、時間をかけた集中的な議論のため、次回以降に議論する。</p> <p>【事務局説明・論点(1) 該当部分】</p> <p>○資料 2 該当部分</p> <p>資料 2 はニーズ再調査の結果についての資料である。</p> <p>「1 利用意向率・就学前児童数の変化」では、ニーズ量を算出する基礎となる「就学前児童数」と「利用意向率」の、現計画における数値とニーズ再調査の結果による数値を示している。「就学前児童数」は、前回同様、減少傾向にあるものの、平成 31 年度の試算では、前回に比べ約 2,000 人多くなる結果となっている。保育の「利用意向率」は、前回から 5.8%増加している。</p> <p>「2 前回調査との比較」では、保育ニーズである 2 号及び 3 号のニーズが増加しており、特に 3 号 (1・2 歳) のニーズ量が約 3,400 人の大幅な増加となっている。一方、幼稚園等の教育ニーズである 1 号のニーズ量は約 2,200 人の大幅な減少となっている。</p> <p>「3 現状の供給量との比較」では、今回算出したニーズ量を、本年 4 月の教育・保育の供給量と比較し、供給量の過不足を示している。保育において、3 号 (0 歳) については、ニーズ量を上回る供給量を確保しているが、特に 3 号 (1・2 歳) において、ニーズの大幅な増大の影響から、約 3,200 人の供給量不足となっている。一方、1 号においては、約 1,900 人分供給量に余力がある結果となっている。</p> <p>○資料 3 該当部分</p> <p>資料 3 は現計画における供給量を確保する際の考え方についての資料である。</p> <p>現計画では、提供体制の確保に当り、就学前の子どもが将来的減少していく見込みであること、既に施設等を運営している事業者のほうが質の高いサービスを提供でき</p>

ることなどの考えから、可能な限り既存施設等を活用し、新規の整備を抑制することとしている。

また、既存の供給とニーズ調査の結果のミスマッチに対応するため「区間調整」による既存施設等の有効な活用を掲げている。

この基本的な考え方にに基づき、供給量の確保の優先順位を具体的に定め、原則、優先順位に基づき、事業者から応募のあった事業計画を、この認可・確認部会に諮り、認可・確認を行っている。

優先順位は、主に既存幼稚園等からの認定こども園化を最優先に掲げ、3号の供給量のみが不足する場合は、地域型保育事業により供給量を確保するなど、限られた資産や財源を有効に活用すべく取り組んできたところである。

○資料4見出1該当部分

資料4「1.供給量の状況について」は、前述の優先順位に沿って取り組んだ結果を示す、施設・事業別の供給量をまとめたものである。上の表が2・3号に関するもの、下の表が1号に関するものとして、新制度が開始した平成27年度から29年度までの状況をまとめている。

上の表に関して、認定こども園は26園・供給量が約1,800人分増加。小規模保育事業を含む地域型保育事業は30園・560人分の3号供給量が増えている。合計で、2・3号供給量が2年間で2,400人分増加している。

下の表に関して、幼稚園から認定こども園への移行に伴い、幼稚園の園数・供給量とも大幅に減少している。合計で、園数は増加したが、供給量は約400人減少している。

○参考資料該当部分

計画の中間年度の見直しに当たり、国から1月に通知が発出されている。内容は、見直しの手順等について国の考え方を示したものとなっており、最終的には、この考え方を元に現在の基本指針を改訂することが予定されている。

9ページ「5.必要利用定員総数確保のための運用上の工夫」の②において「企業主導型保育事業を供給量の確保策とすること」や、⑤において「幼稚園における預かり保育事業を2号認定に関する受け皿確保策とすること」が示されているため、本市におけるこれらの事業の状況について説明する。

○資料4見出2該当部分

資料4「2.企業主導型保育事業の状況について」では、事業主拠出金を財源として、企業が設置する事業所内保育所に対して、国が設置・運営費を助成する事業に係る状況を示す。事業者は、認可施設・事業並みの設備・運営基準に基づき事業を行うことが要件となっており、企業の従業員のほか従業員以外の地域の子ども(地域枠)も受け入れることが可能となっている。市町村の事業計画とは別に、国(児童育成協会)が助成対象事業者を決定し、平成29年度末までに全国で最大5万人分の整備を目標に、これまで札幌市内では約30事業者(定員約800人分)の助成が決定している。国は先に挙げた通知において、本事業における地域枠(定員の最大50%)を計画の供給量に含めることを認める方針としている。

○資料4見出3該当部分

資料4「3.幼稚園一時預かり事業の状況について」では、主に在園する児童を対象に教育時間を超えた預かりを行う、幼稚園型一時預かり事業の状況を示す。本市における実施基準（本則）は、①開所時間：正規の教育時間を含む10時間以上、②休園日：保育所の休園日のほか、設置者が定める最大5日間及び長期休業中に研修を行う場合等の最大5日間、③定員：1日当たり30人以上、としており、本市における平成29年度の実施園は113園、定員は3,252人となっている。国は、長時間化・通年化等により、預かり保育が充実し、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、この事業の定員を2号の供給量に含めることを認める方針としている。

【主な委員質問・意見】

- ・ニーズ再調査の結果、1号ニーズが減少し、2号ニーズが増加しているとの説明があった。幼稚園では1号が一時預かり事業を使用している場合があるが、そのような場合は2号のニーズとして捉えているのか。そうであれば、3歳以上のニーズには、現状対応できていると捉えてよいか。（2号の増加分、1号の減少分がほぼ同数であるため）

⇒1号ニーズには一時預かり事業を利用する場合を含んでいる。3歳以上を一体的に見るならば、3歳以上の教育・保育ニーズに対応する供給量は確保できているとも言えるが、制度上、教育ニーズと保育ニーズとを分けて各ニーズに応じた供給量を確保していく必要がある。

- ・幼稚園の認定こども園移行については、設置者の制度への理解不足（移行により教育理念が変わってしまうなど考える設置者がいる）や、既存幼稚園の土地等の空き状況等を鑑みるに難しくなっていると考える。郊外などの需要が少ない地域の幼稚園では、園児が少なく、スペースもあるため0歳から受け入れを行う認定こども園への移行を検討することはあるが、待機児童がいるような需要がある地域では、幼稚園のままでも経営難とならない場合が多いため、待機児童対策が必要な地域での認定こども園への移行は難しいと思われる。
- ・待機児童対策としては、やはり幼稚園の認定こども園化が望ましいのではないかと。保育所からの認定こども園への移行は、2・3号の供給量の拡大策とはならないが、各園の経営的な側面から、移行が進む可能性がある。
- ・幼稚園によっては事務・労務管理量の増加、調理室の設置などが移行の障害となることも多い。
- ・制度が大きく変わった過渡期であると言えるので、制度への理解や事務負担などは、工夫によって解決できる可能性がある。
- ・保育所の増改築による供給量確保については、改築を要するような古い施設が少なくなっていることから、供給量の大幅な拡大は見込めないのではないかと。
- ・企業主導型保育事業の基準は、認可施設・事業並みの基準ということだが、違いはあるか。

⇒基本的には、地域型保育事業の基準と同一となるが、保育従事職員の保育士割合

について1／2以上とされているところが、基準が異なる点の1つである。

- ・地域型保育事業の基準は自治体によって異なるのではないか。
⇒国の基準が適用され、札幌市による上乘せ基準は適用されない。
- ・保育を必要とする子どもがいる場合であっても、保育所ではなく、幼稚園、認定こども園を希望し、一時預かり事業と併用する保護者もいる。また、長い期間実施されている実績があるため、一時預かり事業を保育供給量とすることは理解できる。
- ・一時預かり事業を計画上の供給量とすることについては、利用者の保育ニーズに対応できるような質を確保できるよう、実施に当たっての基準を満たすようにしてもらいたい。
- ・新規整備の抑制という観点からは、小学校の空き教室の活用も視野に入れてはどうか。

主に上記の質問・意見があり、次の事項について承認された。

- ・幼稚園の認定こども園化の推進や区間調整により、既存施設を活用した供給確保策を優先すること
- ・国が示すとおり、企業主導型保育事業及び幼稚園の一時預かり事業を供給確保策とすること

【事務局説明・論点(2)該当部分】

○資料5により説明

3号の供給量のみが不足した場合は、地域型保育事業により優先的に供給量を確保する、としている現行計画の考え方について、地域型保育事業の拡大により当該事業を卒園した3歳以降の児童の保育所・幼稚園等への確実な受入れが困難となっている状況を踏まえ、卒園後の受け皿確保策を含め地域型保育事業の在り方を検討する必要がある。資料5では、地域型保育事業の卒園児の受け皿確保に関する現状をまとめている。

「連携施設の状況について」では地域型保育事業の連携施設の確保状況を示している。地域型保育事業所は、現在88園あり、そのうち69園(78%)が卒園後の受け皿として保育所等の連携施設を確保している。連携施設となっている施設の類型は、保育所が31園、幼稚園が36園、認定こども園が13園。連携施設が設定されていない場合、または、連携施設以外の園に転園を希望する場合は、札幌市において入所調整することになり、その場合も加点することにより転園が円滑に進むような措置をしている。

「連携施設としての枠」では、地域型保育事業の卒園後の受け皿となり得る枠を示している。地域型保育事業を拡大していくに当たっては、その卒園児に継続した保育を保障するため、連携施設(又は入所調整により連携施設以外の施設)に円滑に転園できる環境にあることが必要である。現在88園ある地域型保育事業の卒園児となる2歳定員は505人、これを2号3歳定員の枠で受け入れること場合、受入側に在園する2歳児の進級を踏まえ、全市で約700人弱の枠があり、現状の地域型保育事業の卒園

児の数（505人）が迫っている。一方、幼稚園等の1号3歳定員は約6,700人だが、そのうち、長時間預かりが可能となる、一時預かり事業を実施する施設の3歳定員は、約1,100人である。

【主な委員質問・意見】

- ・ニーズ量に応じた供給量を確保することも重要であるが、保育の質もしっかり確保できるよう対応してほしい。保育所に入れず、地域型保育事業を利用している方の中には、不安を覚えている方もいる。認可事業であるから、安心して利用できるような体制を整える必要がある。
- ・連携施設となる側のメリットが少ないように思うが、国の予算が付いたサテライト型小規模保育事業（保育所等が地域型保育事業の連携施設になった場合に、コーディネーター1人分の人件費相当の補助を行うもの）について、札幌市では実施するのか。連携施設となることによりインセンティブを与えなければ、地域型保育事業が連携施設を確保することは困難である。
⇒平成29年度当初予算を要求する際には、詳細が未確定だったため、検討はしているが、予算化はしていない。効果面も含めて検討を進めているところである。
- ・幼稚園が連携施設になるためにも一時預かり事業の充実が望まれる。

主に上記の質問・意見があり、次の事項について承認された。

- ・地域型保育事業は、卒園児が引き続き保育等を受けることができる環境整備の状況を踏まえながら拡充すること

【会議統括】

会議全体をとおし、大きく次の考え方でまとまった。

- ・現計画どおり、既存施設の活用及び区間調整をすることにより、供給量を確保していくことを原則とする。
- ・供給量の確保策の優先順位は、既存施設の活用を原則とした並びとして、幼稚園等の認定こども園化を最優先の確保策とし、これまで3号認定子どもの供給量が不足する場合に原則の供給確保策としていた地域型保育事業は、卒園児が引き続き保育等を受けることができる環境整備の状況を踏まえながら拡充していくこととする。
- ・供給量の確保策として、国の基本指針の見直しに合わせ、企業主導型保育事業及び幼稚園の一時預かり事業を計画上の供給量として計上する。
- ・次回会議においては、計画の見直し素案を示しながら議論することとする。